

○白老町公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成18年1月7日

訓令第1号

改正 平成19年3月30日訓令第20号

平成21年4月1日訓令第12号

平成23年7月8日訓令第13号

平成25年4月1日訓令第3号

平成27年4月1日訓令第11号

平成28年4月1日訓令第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第47号)第4条第2項の規定に基づき、白老町指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定審査に関すること。
- (2) その他指定管理者の候補者選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、指定管理者の選定に係る公の施設に関する事務を所掌する副町長又は教育長をもって充て、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 4 町長は、前項に掲げる者のほか外部有識者等その他適当と認める者を2名以上委員に委嘱しなければならない。

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、当該委嘱に係る指定管理者の候補者の選定が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 指定管理者の候補者の選定は、手続条例第4条に定める審査基準等に基づき、別に定める採点表（様式第1号）を使用して行うものとする。ただし、採点表による選定が適当でない場合は、この限りでない。
- 5 委員長は選定委員会の業務を遂行するために必要と認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 会議は非公開とする。

（審査結果の公表）

第6条 選定委員会における審査結果は、公表する。

（会議の開催手続）

第7条 指定管理者の候補者の選定を行うときは、白老町行政組織規則（平成10年規則第13号）第2条第1項及び白老町教育委員会事務局組織に関する規則（昭和61年教委規則第1号）第3条第1項に定める分掌事務に基づき当該公の施設を所管する課（以下「所管課」という。）は、公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催依頼書（様式第2号）に選定における採点表及び選定の審査に必要な資料を添付し、委員長に提出しなければならない。

2 選定委員会において所管課は、次の事務を行う。

- (1) 指定管理者の候補者の選定等に関する議案の説明
- (2) 会議の経過及び結果の記録並びに公表
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する選定委員会の業務を遂行するため必要な事務

（会議の庶務）

第8条 選定委員会の会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第20号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月8日訓令第13号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第3号）抄

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第16号）

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

採点表

採点表		施設名	応募者名	委員名	印		
No.	審査基準	審査項目	審査の視点	配点	委員評価点	所管課評価点	所管課評価コメント
1	事業計画書全般について	施設の設定目的及び町が示した管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設定目的及び管理業務を理解しているか 町が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか 事業計画書に載れた企画、機密内容が盛り込まれているか 法令等を遵守した経営が行われているか 事業の内容に偏りがないか 	10			
2	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであるか (条例第4条第1項第1号)	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 生活弱者等へ配慮されているか 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか 一部の利用者に対し不当に優遇していないか 利用者に対する扱いがどうか 	10			
		サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にとって利便性が高まっているか 初めての利用者にとって利用しやすい施設となっているか 利用者から要望を把握する方法、体制は適切か 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか 	10			
3	施設の効用を最大限発揮させるものであるか (条例第4条第1項第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用を促進させる方策がとられているか 利用料金等の考え方は妥当か 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか 	10			
4	適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (条例第4条第1項第3号)	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理、安全管理は適切か 施設の質を維持又は向上させるものであるか 災害等緊急時に対応できる体制であるか 防災に対する取組は適切か 	10			
		施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の縮減が図られているか 経費の縮減に対し、事業者の創意工夫が見られるか 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか 	10			
5	管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか (条例第4条第1項第4号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか 収支計画の実現可能性に問題はないか 	10			
		安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制は十分か 職員採用、確保の方策は適切か 職員の指導育成、研修体制は十分か 	10			
6	その他、当該公の施設の特性に応じ必要と認める事項	安定的な運営が可能となる経営、財政的基礎	<ul style="list-style-type: none"> 団体の経営、財務状況は健全か 金融機関、出資者等の支援体制は十分か 類似施設を良好に運営した実績はあるか 	10			
		個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する制度を理解しているか 個人情報保護に関する措置は適切か 	10			
総合評価コメント				合計			

○評価基準

評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
評価点	10	7	5	3	0

- 注 1 所管課は、本採点表に所管課の評価点と評価コメントを記入し本委員会へ提出すること。
 2 共通の審査基準、項目、視点を列挙しているが、所管課で必要な審査基準等を追加すること。
 3 追加した審査項目は各10点として、総合点の上限は設けないこととする。
 4 本様式はA4版を標準としているが、必要に応じA3版に拡大し使用すること。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

指定管理者候補者選定委員会委員長 様

課長

公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催依頼書

白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の候補者の選定を依頼します。

公の施設の 名称	
指定管理者 の指定提出 議会	年 月町議会
審 議 事 項	

(添付書類)

- 1 申請団体からの提出書類等及び採点表(様式第1号)
- 2 その他選定委員会の審査に必要と認める書類

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)